

告示

埼玉県告示第三百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県社会福祉総合センターの使用料の徴収事務	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日